

SPring-8 データセンターならびに SACLA データセンター利用規程
(共用実験データセンター利用規程)

第1版

令和4年1月14日

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第1条 (趣旨)

本規程は、「大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワーク管理・運用体制規約」(以下「規約」)に基づき、SPring-8 データ・ネットワーク委員会(以下「委員会」)がSPring-8 データセンターならびに SACLA データセンター(以下「共用実験データセンター」)の利用について、必要な事項を定める。共用実験データセンターは、「大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークに関する基本方針」(以下「基本ポリシー」)に記述される共用実験データシステムに含まれる。

第2条 (適用)

本規程は、共用実験データセンターの利用者(以下、「利用者」)と、規約第3条が定める運用責任者(以下「運用責任者」)および規約第4条が定める運用管理者(以下「運用管理者」)との間の、共用実験データセンターの利用に関わる全ての関係に適用されるものとする。

第3条 (利用者)

利用者は、規約第5条に定める者であり、かつ、本規程第4条の利用資格を有する者である。

第4条 (利用資格)

共用実験データセンターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. SPring-8/SACLA 利用研究課題を実施する者。
2. 1.の共同研究者で、データ解析に参加する者。
3. 運用責任者が特別に認めた者。
4. 共用実験データセンターの利用高度化を行う施設者。

第5条 (利用承認)

共用実験データセンターを利用しようとする者は、運用責任者が定める申請方法に従って申請を行い、運用責任者の承認を受けなければならない。ただし、本規程第4条第4項の者は、この限りでない。

第6条（利用アカウントの有効期間）

利用アカウントの有効期間は、3年以内とする。ただし、本規程第4条の利用資格を有するものから利用アカウントの延長申請があり、それが運用責任者に承認された場合は、3年間延長することができる。

第7条（利用アカウントおよびパスワードの管理）

利用者は、自己の責任において利用アカウントおよびパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2

利用者は、いかなる場合においても利用アカウントおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与してはならない。

3

運用責任者および運用管理者は、通常の認証手続きを通過してログインした利用アカウントを用いた利用に関する行為について、当該利用アカウントを所有する利用者自身による行為とみなす。

第8条（利用料金）

共用実験データセンターの利用にあたり、利用料金を別途細則に定める。

第9条（データ保持）

共用実験データセンターに格納したデータの保持については、「SPring-8/SACLA 共用実験データシステムに関する実験データ保持ポリシー」に従う。

第10条（データのバックアップ）

運用管理者は、利用者のデータ等のバックアップを行わないものとする。利用者のデータ等のバックアップに関しては利用者個人の責任において行うものとする。

第11条（禁止事項）

利用者は、次の各事項のいずれの行為も行ってはならない。

1. 共用実験データセンター、または、その他の SPring-8/SACLA における設備等に関わる運用の妨げになる行為。
2. 利用目的に関係のないデータ等を保存する行為。
3. 施設者もしくは第三者の知的財産権(著作権、商標権等)など、法令に定める権利を侵害する行為。
4. 施設者もしくは第三者の信用を毀損する行為、または財産を侵害し不利益を与える行為。
5. 他の利用者あるいは第三者に、自身の利用資格を用いて共用実験データセンターを利用させる行為。

6. 他の利用者になりすまして共用実験データセンターを利用する行為。
7. 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
8. ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または保存する行為。
9. 公序良俗に反する行為。
10. 1.~9.の他、法令等を違反する行為。

第12条（利用者の義務）

利用者は、共用実験データセンターの利用にあたっては、本規程を遵守しなければならない。

2

利用者は、本規程第11条に定める各禁止事項のいずれかに該当する行為が他の利用者によりなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに窓口を通じて、運用管理者に通知しなければならない。

第13条（届出）

利用者は、アカウント取得時の届出内容に変更が生じた場合や、アカウントの利用を終了または中止する場合は、ただちに運用管理者に通知しなければならない。

第14条（利用承認の取消し等）

運用管理者は、本サービスの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができるものとする。

2

利用者が前項の指示に従わない場合、または、次の各事項のいずれかに該当したときは、運用責任者は、利用者の意思の確認なく共用実験データセンターの利用アカウントの停止を含めた適切な処置を講ずることができるものとする。

1. 本規程第4条の利用資格を喪失した場合。
2. 本規程第11条に定める各禁止事項のいずれかの行為、もしくは、それに準ずる行為がなされたことが判明した場合、あるいは、なされるおそれがあると運用管理者が判断した場合。
3. 本規程第12条に定める利用者の義務を怠ったと運用管理者が判断した場合。
4. 本規程第13条に届出を怠った場合。

第14条（免責）

運用管理者は、共用実験データセンターの安定的な運用について最善を尽くすが、通信回線等のネットワーク機器や計算機、記憶装置等の障害による遅延・運用停止やデータ等の滅失または毀損が生じないことを保証できない。共用実験データセンターの故障、本規程第11条に定める禁止事項違反あるいは利用者自身の操作ミス等の過失等によるデータ等の滅失または毀損に関わる損害、その他共用実験データセンター利用に関して被った損害に

については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償、および紛争について、運用責任者および運用管理者は一切の責任を負わない。

2

運用責任者および運用管理者は、共用実験データセンターのサービス提供にあたり、システムと利用者間の通信経路を暗号化する手段の提供や認証機構を設けることにより、合理的な範囲でデータ等の漏洩、および、改ざん防止に努めるが、第三者による不正アクセスやクラッキング行為等によるデータ等の滅失または毀損・漏洩・改ざん等に関わる損害について、一切の責任および負担を負わない。

第15条（通知）

運用管理者から利用者に対して行う通知についてはホームページに掲示、または、メールによる通知を行うことにより完了するものとする。

第16条（窓口）

利用者から運用管理者への問い合わせあるいは通知等のための窓口を設置する。

第17条（本規程の改定）

委員会は、SPring-8/SACLA および社会的状況の変化等に応じて本規程を改定することができる。